電子契約サービスの導入について

令和6年1月18日(木) うるま市総務部契約検査課

電子契約の対象となる契約

- 1. 契約書全般(仮契約書・変更契約書を含む)
 - ■請負契約、物品供給契約、業務委託契約 など
- 2. 請書
- 3. 協議書
- ◆ 契約期間の始期が令和6年4月1日以降となる発注案件が対象。
- ◆ 当面の運用として、電子契約の対象を制限して利用開始します。 活用状況を確認しながら、順次、電子契約の対象を広げていきます。

電子契約の対象となる契約

- ◆電子契約を選択できる契約については、案件ごとに発注時 に、入札公告や指名通知に明記してお知らせいたします。
- ◆受注者が電子契約を希望しない場合は、従来どおり紙での 契約となります。

(契約書は受注者の希望する方法で作成します。)

◆電子契約は、すべてうるま市側から送信します。

電子契約を利用するとき

- ◆「電子契約利用申出書」のご提出をお願いいたします。
- ◆利用申出書様式等を本市ホームページへ掲載いたします。

【記載していただく内容】

- ・担当者氏名、メールアドレス
- ・契約の権限を持つ方の氏名、メールアドレス 等
- ※「電子契約利用申出書」は<u>契約案件ごと</u>にご提出をお願いすることになります。

電子契約の事務の流れ

- 1. 受注者 (担当者)
- •「電子契約利用申出書」をメールで市担当者に提出する。
- 2. うるま市 (担当者)
- 契約書データをクラウドサインから受注者担当者・受注者契約締結権限者に送信する。
- 3. 受注者 (扣当者)
- クラウドサインから契約書の確認依頼のメールが届く。
- 契約書の内容を確認し、問題が無ければ契約締結を承認する。
- 4. 受注者 (契約締結権限者)
- クラウドサインから契約書の確認依頼メールが届く。
- 契約書の内容を確認し、問題が無ければ契約締結を承認する。
- 5. うるま市
- 契約書の内容を確認し、問題が無ければ契約締結を承認し、締結完了となる。

おわりに

電子契約を利用することで、事業者の皆様の業務の効率化やコスト の削減につながると期待しております。

うるま市との契約の際には、ぜひ電子契約導入のご検討をお願いいたします。

